

府政國帝日本大

非常事態發生ノ際ニ對處スペキ非常措置
ニ關スル件

(大臣官房營繕課)

- 一、官廳建造物ノ空襲被害ノ修理復舊工事ニ必要ナル土木建築用物資ノ
使用收用
- (一) 現行法ニ之ガ根據ナシ
- (二) 總動員物資使用收用令第二條ノ規定ニ依リ國ガ總動員業務ヲ行フ
爲必要ナル土木建築用物資ヲ指定スルコト
- 二、官廳建造物ノ空襲被害ノ修理復舊工事ニ必要ナル土木建築勞務者ノ
徵用
- (一) 現行法ニ之ガ根據ナシ
- (二) 總動員業務指定令ヲ改正シ國ガ總動員業務ヲ行フ爲特ニ必要ナル
土地土木建築ニ關スル業務ヲ國家總動員上必要ナル業務トシテ指
定スルコト

大日本帝国通報

33

宝スルニイ

(一) 土木事業ニ關スル業務ヤ陸軍總帥員土木要士ハ業務イシテ該
駿河員業務官令ヤ近正之國ハ該帥員業務モ許テ舊帥ニ必要ナム

(二) 職官者ニ立ヒ跡懸ナシ

選用

(三) 官職職務、空襲被害、被災者賄工事ニ必要ナム土木事業養護者、
貢心要ナム土木事業用財資モ請求スルニイ

(四) 駿河員業務外用財用合議ニ立ヒ、該官ニ对于國民駿河員業務モ許テ

(五) 張行者ニ立ヒ跡懸ナシ

駿河兵庫

(六) 官廳職業、空襲被害、被災者賄工事ニ必要ナム土木事業養護者、
貢心要ナム土木事業用財資モ請求スルニイ

(七) 駿河員業務外用財用合議ニ立ヒ、該官ニ对于國民駿河員業務モ許テ

(八) 張行者ニ立ヒ跡懸ナシ

駿河兵庫

(主計局)

(一) 一會計年度所屬ノ歲入歲出ノ出納ニ關スル事務ノ完結ノ延期

(二) 一會計年度所屬ノ歲入歲出ノ出納ニ關スル事務ハ會計ニ關スル事
務取扱機關ノ被害ニ因ル執務不能、運輸通信ノ杜絕等ニ因リ翌年

度七月三十一日迄ニ之ヲ完結スルコト能ハザル虞アリ

(三) 大東亜戰爭ニ際シ災害一戰闘行為、地震又ハ此等ニ關聯アル事件
ニ因ル災害其ノ他非常ノ災害ヲ謂フ以下之ニ同ジニ因リ一會計
年度所屬ノ歲入歲出ノ出納ニ關スル事務ヲ翌年度七月三十一日迄
ニ悉皆完結スルコト能ハザルトキハ之ヲ延期スルコトヲ得ルコト

(四) 歲入歲出ノ總豫算ノ提出期限ノ延期

(五) ノ(ニ準ス

(六) 大東亜戰爭ニ際シ災害ニ因リ歲入歲出ノ總豫算ヲ前年ノ帝國議會
集會ノ始ニ於テ提出スルコト能ハザルトキハ必要已ムヲ得ザル期
間ヲ限り其ノ提出ヲ延期スルコトヲ得ルコト

府政國帝本日大

経過後ノ常會ニ於テ、第二豫備金支出ノ事後承諾案ヲ次ノ常會ニ
於テ帝國議會ニ提出スルコト能ハザルトキハ夫々其ノ次ノ常會ニ
於テ之ヲ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルコトヲ得ルコト
四、總決算提出期ノ延期
(一)、(二)ニ準ズ
(三)大東亞戰爭ニ際シ災害ニ因リ歲入歲出ノ總決算ヲ翌年開會ノ常會
ニ於テ帝國議會ニ提出スルコト能ハザルトキハ翌翌年開會ノ常會
ニ於テ之ヲ提出スルコトヲ得ルコト
五、總決算ノ様式ノ特例
(一)帳簿其ノ他證憑書類ノ滅失、運輸通信ノ杜絕等ニ因リ歲入歲出ノ
内譯不明ナルモノヲ生ズル虞アリ

豫備金支出。事後承認案提出其一，延其

大日本帝國政府

内閣不明ナシニヤ坐ス小説アリ

(一) 勝利其ノ財源應當、必ず、軍備費等を其國等ニ因リ貢入貢出、
正規軍事、財政、軍隊、海軍、

ニ付モニヤ對出スルニイキ料リニイ

(二) 大東亜戦争ニ因リ災害ニ因リ敵人輸出、縣央軍や陸軍開會、常會

(三) ニニニ等ス

四縣央軍對出牒、逕牒

岱モニヤ對出シ其、本審ニ求ムナニイキ料リニイ

岱モ帝國議會ニ對出スルニイキ料ハセヨナキハ夫々其、大臣、常會ニ
對出、常會ニ岱モニ、謀ニ對出金支出、事務承諾案ニ及、常會ニ

(二) 大東亜戦争ニ因リ災害ニ因リ敵人輸出、縣央軍や陸軍開會、常會

(三) ニニニ等ス

三縣央軍對出牒、逕牒

(一) 大東亜戦争ニ際シ歲入歲出ノ總決算ニシテ災害ニ因リ成規ノ様式
ニ依ルコト能ヘザルモノニ付テヘ特別ノ様式ニ依ルコトヲ得ルコト

ト

六包括的豫算外契約制度ノ創設

(一) 災害ニ關シ緊急ノ必要アル場合又ハ戰力増強上緊急ノ必要アル場

合ニ於テ經費ノ支出ノ時期ノ見込確實ナラズシテ第二豫備金支出

ヲ爲スヲ適當トセザルトキニ對處スルノ必要アリ

(二) 大東亜戦争ニ際シ必要アルトキヘ會計法第十一條ノ規定ニ拘テズ
豫算ニ定ムルモノ及特ニ帝國議會ノ協賛ヲ經タルモノノ外國庫ノ

負擔トナルベキ契約ヲ締結スルコトヲ得ルコト

前項ニ依リ國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スコトヲ得ベキ金額ハ

毎年度帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ定ムルコト

大日本帝国政府

大日本帝国政府

(銀行保険局)

件

一、戦災ノ爲滅喪失シタル手形小切手等ニ關スル善後措置等ニ關スル

件

(一)イ、手形小切手其ノ他ノ有價證券（地方債、社債、株式、貨物引換證、倉庫證券、船荷證券等）滅失等ノ場合ニ於ケル公示催告期間（民訴法七八三條）ハ相當長ク又其ノ方法（民訴法七八二條）モ複雜ナルコト

ロ、手形小切手ニ關シ不可抗力發生シタル場合ニハ裏書人ニ通知シ且ツ不可抗力止ミタルトキハ遲滯ナク之ヲ呈示シ又必要ニ應ジ拒絶證書ヲ作成スルノ手續ヲ要スルコト（手形法五四條、七七條及小切手法四七條）

ハ、手形ニ付テハ支拂拒絶ノ證明方法トシテ公正證書ノ作成ヲ要スルコト

(二) 戰災ニ因ル場合ニ限リ

イ、ニ付テハ公示催告期間ヲ短縮シ且ツ公告ノ方法ヲ簡素化スル

5

大日本帝国通訊

トニ付テハ公示勅告謹聞モ茲誠ニ且ビ公告、式起ヤ論奏出スル
（二）戦災ニ因ル聯合ニ廻リ

要スルニイ

ハ、手帳ニ付テハ支那財團、瑞典大越セシモ公五齋書、并如ヤ

諸、廿九日正午小町年越四十歳）

ニ附シ賦課證書キ申題スルハ、手帳キ要スルニイ（年越正四

時、且ビ不可討氏立ラムシキヘ戰勝セテ玄モ呈示セ又極要

ロ、手紙小切手ニ關シ不頂討氏通坐シムル聯合ニハ暴書入ニ附

士ハニ謝）ヲ賦課セルコト

勅告謹聞（吳福吉士八三新）ヘ附當見ヤ又其、武夷（因禱者

良興體、食車鑑卷、賦課證卷）聯合ノ為セル公示

（一）ト、手紙小切手其、附、官員鑑卷（賦氏、加賀、新潟、長野、貴神

（賦官員鑑卷）

（一）連炎、被廢妻夫シミハ手紙小切手等ニ關スル善券賦課等ニ關スル

カ又ハ公示催告手續ニ代ヘ簡易ナル裁判等ニ依リ無效宣言ヲ爲
スノ方法ヲ認ムルコト

ロ、ニ付テハ手形小切手ノ呈示又ハ拒絕證書作成期間ハ主務大臣

ヨリ特ニ一定地區ノ指定アリタルトキハ戰災ノ日ヨリ一定期間

延長セラルルモノトシ又右ノ外戰災ニ依ル不可抗力存スルトキ

ハ同ジク一定期間延長セラルルモノトスルコト

ハ、ニ付テハ小切手法第三十九條ニ準ジ支拂場所タル銀行又ハ手

形交換所ノ不渡宣言ヲ以テ公正證書ノ作成ニ代フルコト

（註）
尚戰時灾害ニ因リ滅失シタル銀行保有手形小切手ニ付テハ取引者

ノ協力ヲ得代用券作成ノ方法ニ依リ銀行ノ自治的措置ヲ以テ之ガ決

濟ヲ確保スペク目下具体案考究中ナリヘ之ニ付テモ研究ノ結果立法

ヲ要スベキ事項生ズルヤモ圖ラレズ

（二）要求事項

大日本帝国政府

大日本帝国政府

戦災アリタル場合ニ於ケル商法等ノ規定ノ運用ニ關スル件

(一)イ、戦災ニ因リ株主總會等ヲ招集スルコト困難ナル場合多カルベ

キコト

ロ、戦災ノ場合登記簿滅失スル場合モアルベク又急速ニ登記ヲ行
フコト困難ナル場合アルベキコト

(二)戦災アリタル場合ニ限り

イ、ニ付テハ

1、株主總會等ノ招集、決議ノ方法等ニ付特ニ簡易ナル方法ヲ
認ムルコトヘ招集通知ノ方法ヘ招集公告ノ方法ヲ含ムノ簡
易化、定メラレタル招集地及招集時期ノ變更、特別決議ノ省
略等

2、株主總會等ノ決議ヲ要スル事項ニ付テモ廣ク取締役會ノ決
議等ヲ以テ之ニ代へ得ルコトスルコト
ロ、ニ付テハ登記簿滅失ニ依ル權利關係不明確化ヲ避ケ得ル如ク

モ要スハ未だ貢主ヲサナ子國モリス

物モ前引スヘダ且不具有家を禁中セリ(セニ付モ子孫突ヘ封禁立去
ハ御式モ社外限無事火ノ式也ニ定ル賜合ヘ自首詔書宣モ又改中央
支那撫民事ニ因リ燃更夫シムハ延吉官手尋小町半ニ付モハ頃也吾
國)

通交與兩ヘ不對宣言モ以モ公五聲石、音道ニカヘハニイ
ハニ付モヘ小町半三十武勅ニ革ミ支那總理モハ續音又ハ半
年

通奏付モルソシモ子ヘイシ又古ヘ我連火ニ為ル不頂此氏春スハリキ
ヨリ都ニ一宝殿宣ヘ試察ヘリモリキハ傳火、日ヨリ一宝殿同
口、ニ付モベ半城小町半ヘ呈示又ヘ試驗鑑書沿如照聞ハ主憲大臣
ハニ式走モ馬ムハニイ

又ヘ公示諭告半城ニ分ヘ醜愚ナシ越限等ニ付モ誠遠宣言モ

大日本帝國通志

府政國本日大

措置スルト共ニ戰災中及其ノ直後ニ行ハルベキ登記ニ付テハ其
ノ手續ヲ簡素ナラシメ取引等ノ圓滑ヲ圖ルコト

口ニ付モハ登臨審査夫ニ沿小蘇麻國税不即顯出モ雖ヤ舊山頭ヘ
舞拳モ思モ玄ニ介ヘ幹出ニイタスルニイ
主縣會參、央難モ要スル事既ニ付モ子貢モ軍械會、央
細學一
愚公、家々ノムル小蘇麻祖氣舞拳御膜、變現、轉眼光輝、嘗
驅ムニイ、辟棄既既、古道、辟棄公告、古道モ含ム、
主縣會參、辟棄、央難、古道參ニ付都ニ開基十山古道モ
ト、ニ付モハ
(二) 舜炎テリ本山融合ニ題
ニニイ困謙ナル融合マシヘキニイ
口ニ舜炎、愚合登臨審査夫スル融合子マシヘ又無處ニ登臨モ言
主縣會參、央難ニ因リ主縣會參モ舜炎スルニイ困謙ナル融合參次ルヘ
舜炎テリ本山融合ニ付モ小酒起參、財宝、堅甲ニ關スル件

大日本帝國通志

府政國本日大

(一) 專賣局

一、非常事態發生シ必要アルトキハ煙草賣捌人ニ非ザルモノト雖モ製

造煙草ノ販賣ヲ爲シ得ルモノトスルコト

(二) 現行法ニ依リ難キ事由

煙草專賣法第二十二條ニ「製造煙草ハ政府又ハ政府ノ指定シタル煙草元賣捌人若ハ煙草小賣人ニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ」トアルニ依ル

(三) 法的措置

- (1) 煙草專賣法第二十二條第一項及次ノ但書ヲ加フ「但シ非常事態發生ノ場合ニ於テ政府ノ賣渡シタル製造煙草ヲ販賣スルヘ此ノ限ニ在ラズ」
- (2) 煙草專賣法第二十三條中「煙草小賣人」ノ下ニ「及第二十二條第一項但書ノ規定ニ依リ製造煙草ヲ販賣スル者」ヲ加フ
- (3) 煙草專賣法第四十九條中「煙草賣捌人」ノ下ニ「又ハ第二士

大日本帝國通商

府政國本日大

條第一項但書ノ規定ニ依リ製造煙草ヲ販賣スル者」ヲ加フ
 二、非常事態發生シタル場合ニ於テ必要アルトキハ鹽賣捌人ニ非ザル者
 ト雖鹽ノ賣渡ヲ爲シ得ルモノトスルコト
 (一) 現行法ニ依リ難キ事由
 鹽專賣法第十七條ノ十四ニ「鹽ハ政府又ハ政府ノ指定シタル鹽元
 賣捌人若ハ鹽小賣人ニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ」トアル
 ニ由ル
 (二) 法的措置
 (1) 鹽專賣法第十七條ノ十四第一項ニ次ノ但書ヲ加フ「但シ非常事
 態發生ノ場合ニ於テ政府ノ賣渡シタル鹽ヲ販賣スル者ハ此ノ限
 ニ在ラズ」
 (2) 鹽專賣法第二十條中「鹽賣捌人」ノ下ニ「及第十七條ノ十四第
 一項但書ノ規定ニ依リ鹽ヲ販賣スル者」ヲ加フ
 (3) 鹽專賣法第三十條ノ二第一號及第三十條ノ三中「鹽專賣捌人」，

- (8) 鹽草專賣通商四十條中「鹽草賣融入」ヘ不ニ「又ハ草ニ土」
 越過一草財物、謀宝ニ送リ、獎勵鹽草モ運賣スル者」ヤ取て
- (9) 鹽草專賣通商二十三條中「鹽草小賣人」、オニ「貢銀二十二
 两、烟ニ密ニ密ニス」
- (10) 鹽賣主、總合ニ凭マ迎取、賣處ノホム獎勵鹽草モ運賣スル者
 (11) 鹽草專賣通商二十二條漢一貢ノ大々卧寄モ既て「母ノ非常事
 (12) 過始斟量
 (13) 雀メイテヨニ野也
 ハ鹽草云賣職人甚ハ鹽草小賣人ニ非セシハニヤ頭賣スルニイセ
 鹽草專賣通商二十二條ニ「鹽賣鹽草ハ頭賣又ハ迎取、謀宝ニモ
 (14) 訓音悉ニ走リ、鐵チ導由
 鹽賣草、頭賣セ貢シ、脣シテ、イヌ、イヌシニイ
 「非常事態發生シ必要テボイキハ、鹽賣職人ニ非セシハ、鈴子鹽
 (15) トシテ、其

(專賣)

大日本帝国憲法

大日本帝政

- (8) 鹿車賣越三十糸、二疋、一疋又三丈、三中「鹽車賣附人」、
一貢卧書、駄室ニ赤リ觀モ廻賣スル音一キ時マ
(8) 鹿車賣越車二十糸中「鹽賣附人」、不ニ「火車十十糸、十四糸
ニ赤マス」
(1) 賦發主ニ慰合ニ凭モ廻賣、賣斷ミモ鹽モ廻賣スル音ハ出、題
(1) 鹿車賣越車十十糸、十四糸、一貢ニ夫、卧書モ時マ「卧ミ非常事
ニ詔附置
ニ由ル
賣断人某ヘ鹿小賣人ニ非サロバニヤ頭賣スル音一イマ
廻賣越車十十糸、十四糸「鹽ヘ廻賣又ヘ廻賣、駄室ニモ、鹽元
(1) 鹿車賣越ニ赤リ觀キ事由
イ觀禮、賣斷モ倅ミ駄室ニシテイスルセイ
ニ非常事態發生ミモ、慰合ニ凭モ必要テ、イキヘ鹽賣附人ニ非サロ音
對象一貢卧書、駄室ニ赤リ觀禮、草モ廻賣スル音一キ時マ

- 下ニ「又ハ第十七條ノ十四第一項但書ノ規定ニ依リ鹽ヲ販賣ス
ル者」ヲ加フ
- 三、非常事態發生シ鹽賣捌人鹽ノ販賣ヲ爲シ得ザル場合ニ於テ必要アル
トキハ數量ニ制限ナク政府ヨリ直接消費者ニ鹽ノ賣渡ヲ爲シ得ルモ
トスルコト
- (1) 現行法ニ依リ難キ事由
- 政府ガ直接鹽ノ賣渡ヲ爲スハ特別用鹽規則第二條第一項第一號ニ
依リ「鹽賣捌人ニ非ザル者一回ニ付一萬斤以上鹽ノ賣渡ヲ請求シ
タルトキ」ニ限ラレ居ルニ由ル
- (2) 法的措置
- 特別用鹽規則第二條ニ次ノ一號ヲ加フ「三非常事態發生シ政府直
接賣渡ヲ必要ト認メタルトキ」
- 「註」
- (1) 鹽百物當賣渡價格告示表中「鹽元賣捌人賣」ヲ「鹽元賣捌人

大日本帝國政府

和洋圓帝日本大

(1) **鹽百保**當賣新罰部告示中「鹽元賣斷人賣」ミ「鹽元賣斷人

「並」

「賣斷マ必要ナ無ク冬ハイキ」

「鹽用鹽匙頭銀葉ニ大ハ一張マ販」

「三非常事態發生シ如前直

「販賣管

「タハイモニニ是モハ昌ムニ由ハ

「通ヒ「鹽賣此人ニ非セハ音一圓ニ朴一萬弔以土鹽、賣斷マ蓄永メ

「運送本直通鹽、賣斷マ蓄スハ掛銀甲鹽頭銀葉ニ大販一販第一張ニ

「販賣管

「イキハ通量ニ歸頭セハ通賣日リ直通鹽賣管ニ通、賣斷マ貯ムノ

「三非常事態發生シ鹽賣此人鹽、鹽賣マ貯ムノ懸合ニ須モ必要テハ

「販賣管

「イキハ通量ニ又ハ通十士利、十四業一販頭書、販賣ニカリ鹽ニ鹽賣ス

「賣及法第十七條ノ十四第一項但書該當者賣」ニ改メ「特別用

「鹽規則第二條ノ規定ニ依ルモノ」ヲ「特別用鹽規則第二條番

「第一號及第二號ノ規定ニ依ルモノ」ニ改ムルコト

「非常事態發生シタル場合ニ於ケル政府ノ直接消費者賣價格ハ

「告示末項「本表ニ掲グタル以外ノ鹽ニ付テハ專賣局長官其ノ

「賣渡價格ヲ定ム」ニ依リ當該地區ニ於ケル鹽小賣人制限價格

「以内トスルコト」

(専賣局追加)

一、煙草專賣法ノ改正ニ關スル件

- (一) 非常事態發生シタルトキハ煙草賣捌人ニ非ザルモノト雖モ製造煙草ノ販賣ヲ爲シ得ルモノトスル必要生ズベキ處煙草專賣法第二十二條ニ「製造煙草ハ政府又ハ政府ノ指定シタル煙草元賣捌人若ハ煙草小賣人ニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ス」トアルヲ以テ之ガ改正ヲ要ス
- (二) 煙草專賣法第二十二條第一項ニ次ノ但書ヲ加フ「但シ非常事態發生ノ場合ニ於テ政府ノ賣渡シタル製造煙草ヲ販賣スルハ此ノ限ニ在ラス」
- (三) 煙草專賣法第二十三條中「煙草小賣人」ノ下ニ「及第二十二條第一項但書ノ規定ニ依リ製造煙草ヲ販賣スル者」ヲ加フ
- (四) 煙草專賣法第四十九條中「煙草賣捌人」ノ下ニ「又ハ第二十二條第一項但書ノ規定ニ依リ製造煙草ヲ販賣スル者」ヲ加フ

内閣文庫蔵

(S) 賣捌賄賂セ家ムニ過リ當該處副ニ付テ小賣人備品貿替告本末真「本意ニ齎セモ出恩長ニ翻ニ付モヘ專賣局是官其ノ非常事態發生シタル時合ニ付テ販賣者賣野替ハ業一體又業二體ハ販賣ニ差レタニ」ニ如ムヨロイ
販賣限業ニ付テ販賣ニ差レタニ」ニ如ムヨロイ
賣込去業十才業十四業一販賣當賣」ニ如ム「耕田農業販賣」ニ如ム「耕田農

大日本帝国政府政

大日本帝国政府政

三、鹽專賣法ノ改正ニ關スル件

- (一) 非常事態發生シタル場合ニ於テハ鹽賣捌人ニ非ザル者ト雖鹽ノ賣渡ヲ爲シ得ルモノトスル必要生ズベキ處、鹽專賣法第十七條ノ十四ニ「鹽ハ政府又ハ政府ノ指定シタル鹽元賣捌人若ハ鹽小賣人ニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ」トアルヲ以テ之ガ改正ヲ要ス
- (二) (イ) 鹽專賣法第十七條ノ十四第一項ニ次ノ但書ヲ加フ「但シ非常事態發生ノ場合ニ於テ政府ノ賣渡シタル鹽ヲ販賣スル者ハ此ノ限り在ラス」
- (ロ) 鹽專賣法第二十條中「鹽賣捌人」ノ下ニ「及第十七條ノ十四第一項但書ノ規定ニ依リ鹽ヲ販賣スル者」ヲ加フ
- (ハ) 鹽專賣法第三十條ノ二第一號及三十條ノ三中「鹽賣捌人」ノ下ニ「又ハ第十七條ノ十四第一項但書ノ規定ニ依リ鹽ヲ販賣スル者」ヲ加フ

（一）「鹽賣捌人」ノ下ニ「及第十七條ノ十四第一項但書ノ規定ニ依リ鹽賣捌人ニ非ザル者ト雖鹽ノ賣渡ヲ爲シ得ルモノトスル必要生ズベキ處、鹽賣捌人若ハ鹽小賣人ニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ」トアルヲ以テ之ガ改正ヲ要ス

（二）（イ）「鹽賣捌人」ノ下ニ「及第十七條ノ十四第一項但書ノ規定ニ依リ鹽賣捌人ニ非ザル者ト雖鹽ノ賣渡ヲ爲シ得ルモノトスル必要生ズベキ處、鹽賣捌人若ハ鹽小賣人ニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ」トアルヲ以テ之ガ改正ヲ要ス

（ロ）「鹽賣捌人」ノ下ニ「及第十七條ノ十四第一項但書ノ規定ニ依リ鹽賣捌人ニ非ザル者ト雖鹽ノ賣渡ヲ爲シ得ルモノトスル必要生ズベキ處、鹽賣捌人若ハ鹽小賣人ニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ」トアルヲ以テ之ガ改正ヲ要ス

（ハ）「鹽賣捌人」ノ下ニ「及第十七條ノ十四第一項但書ノ規定ニ依リ鹽賣捌人ニ非ザル者ト雖鹽ノ賣渡ヲ爲シ得ルモノトスル必要生ズベキ處、鹽賣捌人若ハ鹽小賣人ニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ」トアルヲ以テ之ガ改正ヲ要ス

（專賣局長印）